

平成十二年文部省令第十四号

スポーツ振興投票の対象試合等における選手、監督、コーチ及び審判員の登録に関する省令
スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十五回）第五条の規定に基づき、及び同法の規定を実施するため、スポーツ振興投票の対象試合における選手、監督、コーチ及び審判員の登録に関する省令を次のように定める。

第一条 対象試合等に出場する選手、監督及びコーチ並びに対象試合の審判員（以下「選手等」と

いう。)の登録の申請は、選手、監督及びコーチにあってはスポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号。以下「法」という。)第二十三条第一項に規定する機構(以下「機構」という。)の社員が、審判員にあっては公益財団法人日本サッカー協会(昭和四十九年八月三十一日に財団法人日本サッカー協会という名称で設立された法人をいう。第四条において同じ。)又は公益財団法人日本バスケットボール協会(昭和五十一年三月三十日に財団法人日本バスケットボール協会という名称で設立された法人をいう。同条において同じ。)が次の各号に掲げる事項(審判員にあっては、第三号に掲げる事項を除く。)を記載した申請書を機構に提出してするものとする。

三 所属するサッカーチーム又はバスケットボールチームの名称

前各号に掲げるもののほか、法第二十五条に規定する業務規則の実施による日清二系の運送は、後者を前記に加えて賜する。

に記載してするものとする。

第三条 (登録の拒否) 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、その選手等の登録を拒否することができる。

第一条は規定する申請書に虚偽の記載があるとき
第二条の申請二種から選三等が去る現三二基反ノ二

二
三 第一条の申請に係る選手等が法の規定に違反した者であるとき
第一条の申請に係る選手等が機構が開催する法第二十四条第一号に規定する試合の結果又は
同号に規定する競技会の経過若しくは結果に影響を与える不正行為をした者その他の公正な対
象試合等を行うに不適切な者であると機構が認めるとき。

(登録の変更)

第四条 機構の社員又は公益財団法人日本サッカー協会若しくは公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「社員等」という。）は、第一条各号に掲げる事項に変更があったときは、速やかにその旨を機構に届け出なければならない。

〔登録の取消し〕
機構は、やの番号の、二該旨の三者

第五条 機構は次の名号のいすれかに該当するときは、その選手等の登録を取り消さなければならぬ。

社員等から登録の抹消の申請があつたとき

登録を受けた選手等が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき、

る。

(登録の抹消) 第六条 機構は、登録を受けた競手等が前条の規定により登録を取り消さることを、その登録を

抹消しなけれ

第七条 機構は、選手等を登録し、若しくは登録を抹消し、又は登録簿の記載事項を変更したときは、速やかにその旨を社員等及び独立行政法人日本スポーツ振興センターに通知しなければならない。

附 則　この省令は、公布の日から施行する。
附 則　(平成一五年一〇月一日文部科学省令第五一号)
抄　　この省令は、公布の日から施行する。
第一条　(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一五年一〇月一日文）
施行期日

附 則（平成二〇年一二月一日文部科学省令第三六号）

施行期日 条 この省令は、平成二十年十一月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律又

ハ法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。